

「ひきこもり当事者及びひきこもりの子をもつ親グループ活動事業」業務委託仕様書（案）

第1 当事者

1 目的

ひきこもり当事者(以下「当事者」という。)へのグループ活動に対する支援を通じて、当事者が安心して社会参加し、自立した社会生活を円滑に営めるように支援すること。

2 目標

当事者が自宅以外で安心して外出・参加できる活動場所を提供し、グループの中で当事者の健康的な面の表出を目指し、社会参加の足掛かりにできる。

3 対象者

下記の（１）（２）を満たし、受入会議を経て町田市保健所が参加を認めた者

- （１）ひきこもり状態にあり、社会生活を営む上で困難を有している者
- （２）町田市在住で、１８歳～３９歳の者

4 委託業務

- （１）当事者への対面グループ活動の実施・支援
- （２）当事者へのオンライングループ活動の実施・支援
- （３）当事者への支援内容の報告と評価

5 業務内容

- （１）当事者への対面グループ活動の実施・支援

ア 町田市（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、参加見込みのある当事者を紹介する。

イ 甲は、当事者を対面グループ活動の見学につなげ、参加意向の確認を行う。

ウ 甲は、当事者の対面グループ活動への参加を決定するための受入会議を、随時実施する。乙は受入会議に出席するものとし、見学時の様子やグループ活動に向けての評価など、当事者の参加決定に必要な資料を作成し、甲に提出する。

エ 乙は、参加が決定した当事者を、グループ活動に参加させ、それぞれの目標に合わせた支援及び助言を行う。また、活動を通して、当事者の変

容状況を把握し、状態に応じた支援や支援機関を紹介するなど適宜対応する。これらの内容は、適宜、甲へ報告すること。

オ 対面グループ活動は、原則月に3回、実施時間は原則1回2時間とする（プログラムにより延長する場合がある。また、活動実施における準備や活動終了後の記録の時間等は含まない）。

ただし、社会情勢やその他の事情により、当該業務の実施が困難と甲が認めた場合においては、乙と協議の上、開催方法、開催日時の変更、または、実施の取り止めなどについて検討のうえで決定するものとする。

カ 開催にあたって、1回の参加者は原則2名以上とし、グループにおける話し合い、レクリエーション活動、スポーツ、創作活動等による集団活動とする。参加者が1名の場合は1人向けの活動を行う。

（2）当事者へのオンライングループ活動の実施・支援

ア 甲は当事者へ、オンライングループ活動の利用について参加意向の確認を行う。事業への適合性について判断したうえで利用を促し、甲は、乙に対して、支援の対象となる当事者を紹介する。

イ 乙は、参加が決定した当事者を、オンライングループ活動に参加させ、活動を通して、当事者の変容状況を把握し、状態に応じた支援を行う。これらの内容は、適宜、甲へ報告すること。

ウ オンライングループ活動は原則月に1回、実施時間は原則1回2時間とする（プログラムにより延長する場合がある。また、活動実施における準備や活動終了後の記録の時間等は含まない）。ただし、社会情勢やその他の事情により、当該業務の実施が困難と甲が認めた場合においては、乙と協議の上、開催方法、開催日時の変更、または、実施の取り止めなどについて検討のうえで決定するものとする。

エ 開催にあたって、乙は、クラウドオフィスサービス（メタバース空間、チャット、ビデオ通話、音声通話機能など）又は同等の機能を備えたサービスを活用して、オンライングループ活動を実施し、支援を行う。乙は、使用するサービスについて事前に甲に知らせること。

オ 乙は、オンライングループ活動の設置・運営に係る必要な機材、設備を揃えるとともに、契約期間中に必要性が生じたものについても用意する。また、オンライングループ活動を実施することで発生する情報漏洩など各種セキュリティリスクについては、万全の対策を講じること。

（3）当事者への支援内容の報告・評価

ア 乙は、対面グループ活動、オンライングループ活動の実施後は、支援内

容について、速やかに甲が別に定める報告書にまとめて、甲へ提出する。報告書への記載内容については、グループ運営全体に係る内容のほか、グループ参加を通じた個別支援に係る課題及び専門的知見、地区担当保健師への共有が必要な事項を含むものとする。

イ 乙は、概ね半年に1回、運営会議を開催し、当事者に対する状態の評価や支援内容の自己評価を行い、甲に報告する。なお、当事者に対する支援の評価にあたっては、乙は専門的知見を有する医師の見解を付与すること。

ウ 乙は、概ね半年に1回、甲参加のもと、本人グループカンファレンスを開催する。当事者の支援状況や課題を共有し、今後の支援方針について検討するものとする。

エ 甲は上記報告を受け、当事者に対する支援方針を決定する。

6 実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

7 実施体制

乙は業務の実施にあたって、上記4の業務を可能とする人員を配置し、かつ下記の条件を満たす実施体制を確保すること。ただし、ア～イについては兼務可能とする。

ア グループ活動に従事する人員の体制は、2名以上とし、原則うち1名は、相談援助に関する専門的知見を有し、かつ当事者への支援について実務経験を有する者を従事させるものとする。また、当事者の性質を鑑み、グループ活動への継続的参加が困難にならないよう、実施にあたっては曜日・時間・場所・従事者等について、配慮する。

イ 実施に係るシステム及び機器等の相談に対応できる支援員を配置する。

ウ 乙は、他者への誹謗・中傷、参加者を不安にさせる発言、暴力・政治・宗教などのグループ活動に相応しくない発言等があった場合には、適宜注意する等適切な対応を行うこと。

エ 参加者が、知り得た他の参加者の情報等を第三者に漏らすことがないように、参加・運営ルールを定め、徹底を図ること。

8 実施場所

対面グループ活動は、原則として保健所中町庁舎の研修棟とする。会場を変更する場合は、乙は事前に甲に連絡する。甲は、事業実施にあたって、乙から保健所中町庁舎の利用料は徴収しないものとする。オンライングループ活動は、個人

情報の漏洩がなくセキュリティ面で安全な場所での実施とする。

9 グループ活動参加者からの費用の徴収

乙は、飲食費や野外活動に係る交通費などの実費のみをグループ活動参加者から徴収できるものとする。なお参加者から費用徴収した場合は、その旨を報告書に記載する。

10 対象者の参加期間

対面グループ活動の参加期間は、受入会議の承認後の初回参加日から3年とする（当該契約は1年契約であり、契約の継続を保証するものではない）。オンライングループ活動は、受入会議の承認は不要とし、参加期間は定めないものとする。当事者がグループ活動の実施に支障を及ぼす行為をしたときは、甲は臨時の評価会議を実施し、グループ活動への参加を拒むことができる。

第2 親

1 目的

ひきこもり状態の子をもつ親（以下「親」という。）のグループ活動を通じて、親が自身のコミュニケーションや考え方を振り返り改善点を見出し、家族関係の課題を考え、生活で実践できるように支援すること。

2 目標

個別支援とグループ活動を連動させ、親が互いに学習し支え合う場を提供するとともに、親が自分自身を見つめ直すことを目指し、親子関係の改善や子の心身の回復に資することができる。

3 対象者

下記の（１）（２）を満たし、受入会議を経て町田市保健所が参加を認めた者

- （１）ひきこもり状態にあり、社会生活を営む上で困難を有している子の親
- （２）親子が町田市在住で、子が18歳～49歳までの親

4 委託業務

- （１）親へのグループ活動の実施・支援
- （２）親への支援内容の評価・報告
- （３）事業周知を目的としたチラシの作成・印刷

5 業務内容

(1) 親へのグループ活動の実施・支援

ア 町田市（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、参加見込みのある親を紹介する。

イ 甲は、親へのグループ活動への参加を決定するための受入会議を、随時実施する。乙は受入会議に出席するものとする。

ウ 参加が決定した親を、グループ活動に参加させ、それぞれの目標に合わせた支援及び助言を行う。また、活動を通して、親の変容状況を把握し、状態に応じた支援や支援機関を紹介するなど適宜対応する。これらの内容は、適宜、甲へ報告すること。

エ グループ活動は、原則年4回、1回あたりの活動は2時間とする（プログラムにより延長する場合がある。また、活動実施における準備や活動終了後の記録の時間等は含まない）。

ただし、社会情勢やその他の事情により、当該業務の実施が困難と甲が認めた場合においては、乙と協議の上、開催方法、開催日時の変更、または、実施の取り止めなどについて検討のうえで決定するものとする。

オ グループ活動は、家族内でのコミュニケーションを振り返り、親子の関係性の質を高めるものとし、下記①～③を実施する。

①ひきこもり状態にある子の理解、家庭内のコミュニケーションに関連する知識の提供

②参加者同士のコミュニケーションを創出し、学び合い支え合う場の提供

③専門家による講演やひきこもり経験のある当事者及び家族による体験の共有

カ 欠席者及びプログラム途中からの参加者に対し、過去の内容を補足する対策を講じることとする。

(2) 親への支援内容の評価・報告

ア 乙は、グループ活動の実施後は、支援内容について、速やかに甲が別に定める報告書にまとめて、甲に提出する。

報告書への記載内容については、グループ運営全体に係る内容のほか、グループ参加を通じた個別支援に係る課題及び専門的知見、地区担当保健師への共有が必要な事項を含むものとする。

イ 乙は、概ね半年に1回、運営会議を開催し、親の状態の評価や支援内容の評価を行い、甲に報告する。

ウ 甲は上記報告を受け、親に対する支援方針を決定する。

(3) 事業周知を目的としたチラシの作成・印刷

乙は、本事業を周知するためのチラシの作成・印刷を初回活動開催日の1か月前までに行い、甲に提出する。甲が必要と認めた場合は、随時乙と協議の上、リーフレット内容の修正を行う。

印刷部数は、50部程度とする。

6 実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

7 実施体制

乙は業務の実施にあたって、上記4の業務を可能とする人員を配置し、かつ下記の条件を満たす実施体制を確保すること。

ア グループ活動に従事する人員の体制を2名以上とし、原則2名は心理学に関する専門的知見を有する者（心理士や精神保健福祉士等）、かつ親への指導に関する実務経験を有する者とする。また、プログラムの内容に応じて、ピアサポーターに従事させるものとする。

イ 乙は、他者への誹謗・中傷、参加者を不安にさせる発言、暴力・政治・宗教などのグループ活動に相応しくない発言等があった場合には、適宜注意する等適切な対応を行うこと。

ウ 参加者が、知り得た他の参加者の情報等を第三者に漏らすことがないように、参加・運営ルールを定め、徹底を図ること。

8 実施場所

原則として、保健所中町庁舎の研修棟とする。会場を変更する場合は、乙は事前に甲に連絡する。甲は、事業実施にあたって、乙から保健所中町庁舎の利用料は徴収しないものとする。

9 対象者の参加期間

参加期間は、受入会議の承認後から2027年3月31日までとする。

第3 共通

1 部外者のグループ活動への参加の禁止

乙は、甲が紹介した者以外を、受託事業に参加させてはならない。

2 傷害保険への加入

乙は、グループ活動時の事故発生に備え、傷害補償保険に加入するものとする。

3 事故発生時の対応

乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

4 委託料の部分払い

甲は、乙に対して、業務の既済部分の委託料を支払うことができる。乙は、甲に対する業務の実施報告以後に請求書を提出し、甲は、乙の請求書の提出から30日以内に委託料を支払うものとする。

5 その他

(1) この仕様書に特に定めのない事項については、甲及び乙の双方で協議のうえ、調整することとする。

(2) 契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は都民の健康と安全を確保する環境に関する例（平成12年度東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(3) 本事業で取得した個人情報については、本事業以外へ持ち出すことを厳禁とする。なお、別紙「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守することとし、個人情報の管理方法についても明確にしておくこと。